
2025 年度 日本法哲学会 学術大会・総会 案内

日 時 2025 年 11 月 29 日（土）・30 日（日）

会 場 早稲田大学 国際会議場（早稲田キャンパス 東京都新宿区）

受付： 11 月 29 日・30 日 国際会議場 1 階入口ロビー

会場： 11 月 29 日 第 1 会議室、第 3 会議室、井深大記念ホール

 11 月 30 日 井深大記念ホール

統一テーマ 「 移民難民問題と法哲学 」

 共催：早稲田大学法学部

1 プログラム

1.1 第 1 日 午前の部 < 個別テーマ報告 >

| A 分科会（国際会議場 3 階 第 1 会議室）

- 10:00 ~ 10:45 村田 陸（東京大学 特任研究員）
「法のクレオール構想の再定位
——混成法秩序の動態把握におけるポテンシャルについて」
- 10:50 ~ 11:35 斎藤 晓（専修大学）
「憲法規範とインフォーマルなコンヴェンション
——何が現に妥当する憲法か——」
- 11:40 ~ 12:25 福島 涼史（追手門学院大学）
「領域概念の再構成により基礎づける越境移動の自由
——ius communicationis の公法理論」

| B 分科会（国際会議場 3 階 第 3 会議室）

- 10:00 ~ 10:45 一原 雅子（京都大学 特定助教）
「気候変動下における日本の裁判：理論的把握の試み」
- 10:50 ~ 11:35 村尾 太久（旭川市立大学）
「制度・規範・実務の循環からみる法理解（仮）」
- 11:40 ~ 12:25 島 亜紀（朝日大学）
「犯罪者に対する非難とその隔離は正義に適うのか」

1.2 第1日 午後の部 <ワークショップ>

| A ワークショップ (国際会議場1階 井深大記念ホール)

「入管行政と法の支配」

開催責任者：浦山 聖子（成城大学）

13:40 ~ 15:20

浦山 聖子（成城大学）

「企画趣旨説明」「出入国管理及び難民認定法の

基本的枠組み——カナダの移民・難民保護法との比較で」

木下 洋一（行政書士・神奈川大学客員研究員）

「在留特別許可制度の運用と23年入管法改正」

安藤 由香里（富山大学）

「入管収容と法の支配」

15:20 ~ 15:30 休憩

15:30 ~ 17:10

岸見 太一（福島大学）

「入管行政における手続き的正義——関係論から行政裁量を考える」

平井 光貴（早稲田大学）

「支配からの自由と移民の処遇」

| B ワークショップ (国際会議場3階 第1会議室)

「法現象学の可能性——思想史および現代法理論からの模索」

開催責任者：宮田 賢人（小樽商科大学）

13:40 ~ 15:20

宮田 賢人（小樽商科大学）

「企画趣旨説明」

八重樫 徹（宮崎公立大学）

「フッサールとケルゼン」

植村 玄輝（岡山大学）

「新カント派から現象学へ：尾高朝雄の場合」

鈴木 崇志（立命館大学）

「メルロ＝ポンティの「制度化」論と法現象学：

ハムリックの解釈を手引きとして」

15:20 ~ 15:30 休憩

15:30 ~ 17:10

宮田 賢人（小樽商科大学）

「法的本質の現象学」

近藤 圭介（京都大学）

「インターリーガリティの法現象学的考察（仮）」

青山 治城（神田外語大学 名誉教授）

「総括コメント」

1.3 第1日 午後の部 〈総会〉（国際会議場1階 井深大記念ホール）

17:20 ~ 17:50 IVR日本支部総会

- (1) IVR日本支部会計及びIVR神戸基金会計報告
- (2) 第3回 IVR Japan 国際会議について
- (3) IVR理事会報告
- (4) その他

日本法哲学会総会

- (1) 会計・会務報告
- (2) 役員の改選について
- (3) 2025年度法哲学年報編集について
- (4) 2026年度学術大会について
- (5) その他

18:20 ~ 20:20 懇親会

（早稲田大学生協大隈ガーデンハウス3階 ROASTERY COFFEE）

1.4 第2日午前の部 〈統一テーマ報告〉（国際会議場1階 井深大記念ホール）

9:30 ~ 10:00 横濱 竜也（静岡大学）

「統一テーマ「移民難民問題と法哲学」について」

10:00 ~ 10:35 浦山 聖子（成城大学）

「国家による外国人に対する入国在留管理はいかにあるべきか」

10:35 ~ 11:10	大西 楠テア（東京大学） 「移民労働者の受け入れと移民の「権利」 —滞在をめぐる法的地位に着目して—」
11:10 ~ 11:20	休憩
11:20 ~ 11:55	柄谷 利恵子（関西大学） 「「難民の受入れはいかにあるべきか」：難民を受入れるとは ——国際難民制度から考える」
11:55 ~ 12:30	宮井 健志（国立社会保障・人口問題研究所） 「移民・難民の政治的権利を問い合わせ直す —オーサーシップ、支配への抵抗、民主化—」

1.5 第2日午後の部 〈統一テーマ報告およびシンポジウム〉（井深大記念ホール）

13:45 ~ 14:20	石山 文彦（中央大学） 「移民難民の社会統合——問題の所在と目標の模索」
14:20 ~ 14:45	瀧川 裕英（東京大学） 「移動の自由とセキュリティー（総括コメント①）」
14:45 ~ 15:10	佐藤 成基（法政大学） 「移民難民と国家（総括コメント②）」
15:10 ~ 15:40	休憩
15:40 ~ 17:30	シンポジウム「移民難民問題と法哲学」 司会 横濱 竜也（静岡大学）、山田 八千子（中央大学）
17:30	閉会の辞 日本法哲学会理事長

2 会費納入のお願い

普通会員の年会費は8,000円（ただし『法哲学年報』の配布を希望しない場合は5,000円）、減額申請が認められた会員の年会費は6,000円（ただし『法哲学年報』の配布を希望しない場合は3,000円）となっております。会員の皆様への会費請求額は、この冊子を封入した封筒に貼付してある宛名シールの下段に記載することとなりました。同封の「学会報52号」最終頁に記載されている「会費納入のお願い」をご参照の上、ご確認ください。会費は、同封振込用紙にてお振り込みください。なお、学術大会・総会にご出席になる場合には、会費の納入が確認できた会員には会場受付にて『法哲学年報』をお渡しすることができます。（学術大会直前に会費を振り込まれた場合、事務局による会費納入の確認が間に合わないこともありますので、会場受付にて『法哲学年報』をお受け取りになりたい場合は、振込を証明する書類を学術大会受付にご持参ください。）

3 担当校からのご案内

3.1 学術大会・総会会場

早稲田大学 早稲田キャンパス 〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1

受付：国際会議場1階 入口 ロビー

会場：国際会議場 以下のホール・会議室

11月29日（土）：

第1会議室（3階）：A分科会（午前）、Bワークショップ（午後）

第3会議室（3階）：B分科会（午前）

井深大記念ホール（1階）：Aワークショップ（午後）、総会（夕刻）

11月30日（日）：

井深大記念ホール（1階）：統一テーマ報告及びシンポジウム（午前・午後）

*会場へのアクセスについては、本案末尾の地図をご覧ください。

3.2 懇親会

日時：11月29日（土）18:20～20:20

会場：早稲田大学生協大隈ガーデンハウス3階 ROASTERY COFFEE

会費：6,000円（学生は4,000円）

3.3 昼食

会場担当校では手配しません。早稲田キャンパス周辺には飲食店が多数あります。昼食のための飲食店情報は、大会当日までに提供します。

3.4 宿泊

各自でご手配ください。近年、海外からの旅行客も急増しているので、早めの予約をお勧めします。なお、新たな感染症の発生など、不測の事態が生じた場合には、オンライン開催へと変更される可能性もありますので、手配される際は、その可能性をもご考慮ください。

4 一時保育について（2025年度日本法哲学会学術大会 一時保育実施要領）

11月29、30日に大会に参加され、両日またはいずれかの日に一時保育を必要とされる会員に対して、以下の通り補助を行います。

4.1 対象となる子供

新生児から小学6年生まで。

4.2 補助額

子供一人一日上限8,000円（たとえば一人一日の利用料が10,000円で、お二人を二日間預けた場合、補助額は32,000円となります。）

4.3 補助までの手続き

(1) ご自身で一時保育（預かり）事業者に利用の予約をしてください。各事業者は少数の子供しか受け入れませんので、早めの予約をおすすめします。事業者は営利・非営利を問わず法人（自治体の委託を受ける任意団体を含む）であることを条件とし、個人（祖父母・知人等）は対象外とします。利用事業者が補助対象となるかどうかについてご不明の場合は、予め下記問い合わせ先（足立）までお問い合わせください。

なお、近隣の一時保育事業者の例は以下の通りです。インターネット上で検索した情報ですので、詳細は各事業者にご確認下さい。

- (i) どみそ保育園：新宿区高田馬場 3-12-5 セブンビル 2F (2ヶ月～10歳)
- (ii) ママズスマイル新宿南口店：渋谷区代々木 2-23-1 ニューステイトメナー1階 120号室
(3ヶ月～小学6年生)
- (iii) キッズパラダイス：新宿区新宿 3-9-5 ゴールドビル 5F
- (iv) わんぱくランド池袋園：豊島区池袋 2-44-2 TISビル 8階
- (v) ファミリアキッズ東京駅八重洲北口：千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング地下1階
(1歳6ヶ月～小学2年生)
- (vi) キッズスクウェア 東京スクエアガーデン：中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン 3階
(6ヶ月～小学生)

(2) ご利用後に、ご利用人数・時間、領収書の画像ファイル（利用明細があればその画像も）と振込先口座情報を12月1日（日）までに下記メールアドレス宛にご送信ください。。

4.4 お問合せ先

足立英彦 (hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp)

5 お問い合わせ先

5.1 会場担当校

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学法学部 郭舜研究室
電話番号 03-3202-2619 E-mail: skaku@waseda.jp

5.2 日本法哲学会事務局

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 松尾陽研究室内
日本法哲学会 電話番号 052-788-6243 E-mail: secretariat@houtetsugaku.org
Homepage: <http://www.houtetsugaku.org/>

6 資料コーナーについて

本学術大会では、会員のための資料コーナーを設けますので、資料の配付をご希望の会員は、日本法哲学会事務局まで氏名と配布物を届けて下さい。なお、当該会員は、配布について全般的な責任を負うこと、また、金銭の授受を行わないこととなっております。

7 学術大会・総会・懇親会への参加申込について

日本法哲学会ウェブサイト (<http://www.houtetsugaku.org>) あるいは、右記 QR コードから、「2025 年度学術大会参加申込フォーム」にアクセスしていただき、必要事項をご記入のうえ、参加登録を行って下さい。すでに登録は可能で、締切は下記の通りです。ご注意ください。

登録フォームでの申込みが困難な場合には、メールなどで事務局長の松尾陽理事 (y_matsuo@law.nagoya-u.ac.jp) へ直接お申し出ください。



● 学術大会・総会・懇親会参加登録期間： 2025 年 11 月 14 日（金）17:00 まで

【 学術大会・総会・懇親会参加へのご注意事項 】

1. 会場において紙媒体でのレジュメの配布は行いません。学術大会参加申込フォームにご登録いただいた方には、ご記入いただいたメールアドレスに対して、11 月 26 日（水）（予定日）に、事務局より報告レジュメ（格納フォルダのリンク URL）などを送信いたします。
2. 登録期間以降も参加登録の手続は可能ですが、レジュメの共有の URL が登録メールアドレスに届くのが遅くなったり、（とりわけ当日登録の場合には）対応できない可能性があります。なお、学術大会参加申込フォームへのご登録を失念された方も、学術大会へのご出席は可能です。
3. 11 月 26 日（水）にすべてのレジュメがその中にアップロードされているとは限りません。同日以降にも一部のレジュメがアップロードされることもあります。
4. 懇親会はコロナ禍以前と同じく立食形式で実施いたします。お食事・飲み物の手配上、参加を希望される方は登録をお願いいたします。

* 学術大会・総会は対面でのみ開催いたします（オンラインでの同時配信は行いません）。なお、新たな感染症の発生など、不測の事態が生じた場合には、オンライン開催に変更する可能性があります。

<個別テーマ報告>

| A分科会

法のクレオール構想の再定位 ——混成法秩序の動態把握におけるポテンシャルについて——

村田 陸（東京大学 特任研究員）

過去半世紀盛んに論じられるようになった「グローバル化と法」という問題状況のもとで、多様な法システム・法文化・法伝統の並存状態や相互作用に対する関心は、法研究において中心的な地位を占めるに至っている。グローバルなヒト・モノ・カネ・データ等の流動性の増大や、多元的・多層的に併存する諸法システムの複雑な交錯（法の多元的併存、legal pluralism）を背景として、現代法理論は、多様な法域における新しい法形態の形成・変成プロセスの記述、トランクナショナルローの生成・変成プロセスの分析、ポストコロニアルやポスト開発国家の法動態、異なる社会文化を横断する法整備支援活動の方法論や限界など、新たに把握・記述すべき多様な問題群に取り巻かれている。

混成法（mixed/mixing laws）研究という問題領域は、このような問題群に対して有用な視座を提供してきた研究系統の一つである。この研究領域の通奏低音は、（1）伝統的な法族論や法圏論における静態的・分類学的アプローチの克服および法・文化の越境的流動性の強調、（2）法移植・法継承を一方向的なものと捉える一面的見方や、移植された法の現地における変成への等閑視に対する批判的刷新、である。この他の現代的動向としてさらに、法ナショナリズムや制定法一元主義からの脱却、インフォーマルな伝播径路への着目などがある。

本邦の法哲学者・長谷川晃により提起された「法のクレオール（the creole of law）」の理論は、以上のような混成法研究の現代的展開を踏まえつつ、さらに深化した理論的モデルの提示を企図したものである。しかしながら、長谷川による法のクレオール理論の枠組がもつ意義や限界は、これまでのところ、充分に検討されてきたとは言い難い。

本報告の狙いは、法のクレオール理論を再訪し、混成法研究のための理論的枠組の一つとして、これを再定位することにある。長谷川による法のクレオール理論は、法の混成に係る多様な現象をきわめて包括的に視野に收め体系的に整序しているが、そこに示される観察については、重要な法学的バイアス（法秩序の普遍性と統合性への楽観的期待）も指摘されている。もっとも、本報告の眼目は、経験的観察の観点からこのバイアスを批判することにはない。本報告においては、法社会学者・尾崎一郎と長谷川との間で交わされた論争を再読することを通して法のクレオール理論がもつ「普遍主義的・統合志向的バイアス」を明確化し、その上で、このバイアスこそが法のクレオール理論を混成法研究における他の理論的枠組から差別化する特長であり、このバイアスは法混成プロセスのうち従来の混成法研究の枠組においては十分に把握されてこなかった側面を照射する可能性がある、と主張する。

憲法規範とインフォーマルなコンヴェンション —何が現に妥当する憲法か—

齋藤 晓（専修大学）

何が憲法として現に妥当しているのか。この問い合わせへの一つの答えは、当該法秩序における憲法典の存在を指摘することである。もっとも、憲法典のテクストを読むだけでその規範内容を把握できると考えるのは、今日ではあまりにも単純であろう。一般に、裁判例や政治的慣行といった有権解釈機関の法実践を参考せずして、何が憲法として現に妥当しているかを理解することは困難である。たとえば、日本国憲法9条と自衛隊が両立していることや、投票価値の平等が選挙制度を規律する考慮事項となっている事実は、その典型である。憲法典のテクストと憲法規範が必ずしも一致しないこと、さらには、国家機関によって憲法典のテクストから具体的な憲法規範が導出されることは、今日あらゆる法秩序で自明の事柄に属する（*Müller/Christensen*）。このように、憲法は——国ごとに程度の差こそあれ——、所定の憲法改正手続によるフォーマルな憲法変更だけではなく、国家機関の憲法実例の蓄積によるインフォーマルな憲法変更（憲法変遷）によっても動態的に発展する制度的存在である（*Magliocca; Zucca-Soest*）。

のことから、現に妥当する憲法は、一般市民にとって可視的な憲法典よりも、国家機関に尊重と遵守を要求すると同時に、その法実践の蓄積によって形作られる憲法規範（「厚い憲法」（*Tuschnet*）、「法律家の憲法」（*Volkmann*））が決定的な意味を持つことが分かる。このことは、H. L. A. Hart の「認定のルール」によって説明しうる。Hartによれば、ある法秩序において何が権威ある法かは、法を識別する二次的ルールである「認定のルール」に依存する。これは究極的には、当該法秩序の公務員集団が何を権威ある法として受容し、また実践しているかという社会的事実に基づけられる。この記述的法実証主義の立場からすれば、何が憲法として現に妥当しているのかも、公務員集団の受容と実践から明らかとなるだろう。

もっとも、Hartの説明だけでは、公務員集団がなぜ憲法を尊重し遵守すべきなのかは明らかでない。たとえば、憲法の最高規範性を根拠にするだけでは、説明として不十分であろう。また、憲法が公務員集団により実効性を付与されていることから、その妥当性をいかにして基礎づけるのか。とりわけ、インフォーマルな政治的慣行の蓄積が憲法となる場合、その妥当性はいかに理論的に基礎づけられるのか。これらの問いは、憲法学にとって基本的かつ困難な課題である。

本報告では、国内外の法哲学の知見を参照し、上記の課題に応答することを目的とする。この際、特に Hart の「認定のルール」と憲法（典）の関係を分析し、さらに憲法典に書かれていない不文の憲法規範として、公務員集団が制度化されないインフォーマルなコンヴェンションを「内的視点」から共有するという、Neil MacCormick の見解を集中的に検討する予定である。

領域概念の再構成により基礎づける越境移動の自由

——ius communicationis の公法理論——

福島 涼史（追手門学院大学）

COVID-19 による各国の鎖国状態に続いて、留学生を拒否するような事例すら現れているが、入国が妨げられるのは特殊な社会・政治状況によるものとは限らない。国際法の教科書においても、個人に入国の権利ではなく、国家は入国させる義務を負わないとされ、マクリーン事件判決におけるように、入国管理は国家の裁量事項と扱われてきた。このことは、領域主権概念により正当化され、近代国家が領域を基礎として成立したという歴史的経緯と結びつけられる。

本報告はこのような理解と対峙し、越境移動の自由を妨げているのは領域、国家、主権に関する誤った観念であるとの立場をとり、それらを公法理論のもとで精緻化することを試みる。その際、「領域」は、物理的なものと、学術用語上のものの二重の意義をもつ。素朴な国家と社会との二元論の説明にあっては、国家と社会が線で分かたれる図式が描かれる。このようなイメージは個人の活動を、住居や職場といった特定の場でなされるものと予断させかねない。

これを助長したと考えられるものに二重の基準論がある。街頭演説やデモ行進などの公共の場に出向く活動は、民主的プロセスのための、国家への自由、参政権に近似するものと価値づけられる。このような観念は容易に国家の領域に出向き、入ろうとする個人を、国家への自由を求め、国家に参画しようとするものと位置づけてしまう。実定的な庇護権や難民条約制度が、他国のエリートを受け入れ、政治活動を保護することを促進してきたこともこれを下支えする。

これに対し、本報告では、純粋な自由権としての越境移動の自由を描き出す。そのために、国家と領域という概念をそれぞれ峻別し、整序しようとする。ここで、もっとも克服すべきなのは、国家三要素説のような、国家を形づくる身体のように領域を観念するものである。また、家産国家觀は現代でも残存しており、領域が国家の庭・財産のように語られる。このため、パルマス島判決を省み、領域主権概念を、dominium（所有権）ではなく、imperium（支配権）に定位させることも必要となる。

入国審査の裁量を縮減するために、原則としての入国（在留更新）／例外としての拒否という構図を確保することも本報告の課題である。このため、古典的なフランシスコ・ビトリアの理論を参照しつつ、地球上を自由に移動することの前国家性を論じ、あわせて、社会契約論的構成をとっても、その自由は誰にも譲渡されていないことを指摘する。また、植民地化の方便との批判も意識しつつ、ビトリアが単なる移動にとどまらない人々と交流する自由を説いた意義を探る。

最後に、越境移動の自由は、家族とともにいること（再結合）、巡礼などの宗教要請等と結びつき、より強化・多層化されることも示す。これらを通じて、無批判に近代性として自明視してきた領域主権による個人の排除に対抗し、ius communicationis（交流権）の、公法理論的アポロギアを目指す。

気候変動下における日本の裁判：理論的把握の試み

一原 雅子（京都大学 特定助教）

気候危機の深刻化と気候変動対策に関する国際交渉の停滞を受け、適切な気候変動対策を講じない民間企業等の排出主体や、これらに対する適切な規制を行わない国等の法的責任を追及する気候訴訟が世界で急増を続けている。気候訴訟は温室効果ガスの排出源が世界に散在し、これらが混合した上で長い時間をかけて顕在化する気候変動影響に起因する損害について、将来の発生が科学的に予見されるものを含めてその法的責任をいかなる主体にどの範囲で負わせらるか等、新奇的な争点を多数含む。国際交渉を経て締結される気候変動条約により締約国に国際法上義務付けられた国内での気候変動対策の内容について、司法にその適否の判断を求める気候訴訟の隆盛は、司法の機能拡大を求める社会的要請と位置付けることができる。もっとも、提訴地や請求内容の多様化が相まって、各国裁判所の態様は分かれしており、気候変動対策を積極的に推し進める方向性を持つ判決もあれば、司法権の対象ではないとして実質的な判断に立ち入らずに請求を退ける判決もみられる。

日本国内でもこれまでに5件の訴訟が提起され、うち4件について請求を退ける判決が確定している。これらの事件の原告らはいずれも、気候訴訟を過去の公害訴訟の延長線上に位置づけ、裁判所に対して気候変動という新たな環境問題の特性を踏まえた判断を求めてきた。この点で、日本において気候訴訟は従来現代的訴訟として議論してきた類型の発展型という側面を有しつつ、質的な相違も多々見られる。

以上の現状を踏まえ、本報告では日本の裁判所がこれまでに示してきた気候訴訟への対応について、実際の判決文を引きつつ、司法に求められる機能の変遷を説明する法理論として著名なノネ=セルズニックによる法の発展モデル¹、または田中成明による法の三類型モデル²等を参照し、これらによって説明できる部分とそうでない部分を明確にすることを試みる。このことで、気候訴訟が日本の司法に突きつける新たな理論的課題を明らかにしたい。

¹ Nonet, P., Selznick, P., & Kagan, R. A. (2017). *Law and society in transition: Toward responsive law*. Routledge.

² 田中成明. (2009). 「法の三類型（自立型法と管理型法・自治型法）モデル再考：その問題関心と多元的調整フォーラムとの関連を中心に」 新世代法政策学研究, 4, 59-92、他。

制度・規範・実務の循環からみる法理解（仮）

村尾 太久（旭川市立大学）

本報告は、フランスの民法理論家レミ・リブシャベールの近年の著作を手掛かりとして、制度、規範、実務という三つの要素の循環構造から法を理解する方法を検討するものである。リブシャベールは、十九世紀以降のフランス法理論において主流であった二つの方向性、すなわち自然法論的な理念型と、国家を唯一の法源とする法実証主義のいずれにも批判的な立場をとる。特に二十世紀前半に発展した制度的あるいは規範的な実証主義に対して、特定の要素を過度に強調することで法の全体像を切り刻み、動態的な把握を妨げてきたと指摘する。

リブシャベールは、法を多面的かつ動態的な現象として捉えるため、まず制度の側面に注目する。制度は、権力の構造や組織の形態、役割の分担を通じて法秩序の枠組みを提供するが、それ自体は静的である。彼は、次に、制度の内部を流通する規範を分析する。規範とは「あるべきこと」を表す命題であり、一般的で抽象的な規則と、個別で具体的な決定との間には常に緊張関係が存在する。そして、これらの規範が現実に運用される過程、すなわち実務の領域は、単に規則を機械的に適用する場ではない。そこでは関与する主体や文脈によって形が変わり、時には規則そのものの意味が変容する。このように制度、規範、実務は相互に作用し合い、法秩序を循環させる構造を形成する。

このアプローチの特徴は、法を一つの定義に収斂させようとする試みから距離を置き、むしろ多様な現れを通してその機能を描こうとする点にある。リブシャベールは、理念的な還元を目指す自然法論や、法をあらゆる社会規範に拡散させる極端な多元主義を批判し、その中間に位置して「生きられた法」の具体的な相貌を捉える必要性を強調する。彼によれば、法の現実は、議会における制定、行政による執行、裁判所の判断、さらには法技術者による日常的な業務といった多層的な活動の中に息づいている。

本報告では、リブシャベールの議論を、制度論的枠組み、規範論的分析、実務論的視点の三段階に整理し、それらが循環的に結びつく様相を具体例とともに検討する。そのうえで、この視座をフランスにおける法実証主義の流れの中に位置づけ、二十世紀初頭以降の制度論的アプローチや規範的法実証主義との連続性と断絶を整理する。また、成文法を中心とする立法構造、大陸型の法典体系、職業的法曹層の役割分担といったフランス法制度の特質との整合を検討し、規範間の調整原理の欠如や、制度間の非対称性に対応する困難といった、この理論の射程と限界を明らかにする。以上の分析を通じて、リブシャベールによる、多様な要素を往復しながら法の全体像に接近する試みの意義を考えてみたい。

犯罪者に対する非難とその隔離は正義に適うのか

島 亜紀（朝日大学）

「応報刑論」の唯一の定義を用意することは難しいが、応報を謳う理論が「当然の報い（desert）」を中心的な概念として持つことについては争いがない。それは、犯罪者は犯罪という行為をした報いを受けるべきであり、犯罪という社会的不正義を行った者に対する「道徳的非難」として刑罰が課されるべきだという考え方である。しかし、犯罪行為それ自体は非難に値するものとしても、刑事司法で裁かれる犯罪者は本当に「当然の報い」を受けるべき者なのだろうか。本報告の目的は、このような応報刑論の考え方の正当性を問い合わせ直すことである。

日本の刑事施設に収容されている者のうち、高齢者、知的な障害を抱える者、そして、虐待経験のある者が多くの割合を占めることが明らかとなってきている。本報告ではこの現状を踏まえ、次のような点について議論する。犯罪に至る人の多くは、問題を抱えて困っていたのに必要な支援を受けられなかつた人たちだったのではないか。にもかかわらず、現実に生じているのは、このような人たちを道徳的に非難し、行為責任を問い合わせ、刑務所に収容するという形で隔離・排除し、自尊感情を奪い、スティグマを与え、釈放後においても重要な利益や機会を失わせ、社会の一員として扱わないという結果ではないのか。本報告では、道徳的な非難を重視する応報刑論は、結果的に刑事司法によって社会的な不正義を増大させていると主張する。

また本報告では、応報刑論が前提とする、犯罪という行為に対する道徳的非難を引き受け、「責任としての罰」を負うことのできる「自律的人格」という捉え方についても批判的に検討したい。J. L. Mackieは、J. Cottinghamによる応報刑論の9つの諸説¹を検討し、応報主義が正当化されないとしながらも、私たちの応報的傾向は、感謝や憤りを表現することが相互利益になるという「生物学的・社会的淘汰の過程」として説明できると述べる²。だが、生きる過程において、感謝や憤りといった応報的態度を「一般的な形で学習することが難しかった個人についてはどうだろうか。個人は、個人だけの力で自律できるわけではなく、社会の中で他者に支えられてこそ自律していくことができる。このような相互依存的存在である個人の精神的基盤となるのが「自尊感情」であり、人は他者から承認され、自己を尊い存在であるという感情が持ててこそ、同じ一人の人間として他者を尊重することの重要性に気づき、加害行為を反省することができるのではないか。本報告では、応報刑論が自律を個人的な観点から捉えるからこそ、自律した個人の行為責任としての報いと社会的排除という考えが導かされること、さらに、社会で生きる力となる「自尊感情」を作り出す社会的基盤の構築という観点からの考察が不足してしまうことを主張する。

¹ Cottingham, J. (1979). Varieties of retribution. *The philosophical quarterly*, 29 (116), pp.238–246.

² Mackie, J. L. (1986). Retributivism: A Test Case for Ethical Objectivity. In: Feinberg et al. (eds). *Philosophy of law*. Wadsworth Pub. Co.

〈ワークショップ〉

| Aワークショップ

入管行政と法の支配

開催責任者：浦山 聖子（成城大学）

本ワークショップは、2025年度日本法哲学会学術大会シンポジウム「移民難民問題と法哲学」の関連企画である。本ワークショップの目的は、日本における移民難民問題のうち、入管行政と法の支配の関係について、実証的な視点および規範理論的な視点から考察することである。

入管行政をめぐっては、入管庁の対応に関する実証的研究が多い。このような従来の研究はそれ自体重要なものではあるが、入管行政は入管庁の単独の判断で成り立っているものではなく、入管関係訴訟における司法の判断を始めとして、一般国民、入管行政を利用する外国人、外国人の滞在を支援する団体など、入管行政を取り巻く多様な主体の認識や行動にも焦点を当てることなしには、入管行政を十分に理解し、考察することはできない。また、考察にあたって実証的な視点が重要であることは明らかであるものの、規範理論的な観点からの考察は新たな理解や知見をもたらしうる。「法の支配」は法哲学の古典的研究テーマの1つであるが、「法の支配」をめぐる理論的研究は、現代日本の入管行政についてどのような示唆をもちうるだろうか。本ワークショップでは、多様な視点を通して、日本の入管行政の現状、課題、新たな可能性について探求するとともに、日本の入管行政を素材として「法の支配」の理念を問い合わせ直すことを目指す。

企画趣旨説明および日本の出入国在留管理及び難民認定法の基本的枠組みに関する報告（①）の後、在留特別許可と入管収容を取り上げ、実態編（②と③）と規範理論編（④と⑤）に分けて報告を行い、質疑応答とディスカッションを行う。報告者と各報告のタイトル・要旨は以下である。

①浦山聖子（成城大学）「出入国管理及び難民認定法の基本的枠組み——カナダの移民・難民保護法との比較で」：日本の出入国管理及び難民認定法の基本的枠組みの特徴をカナダの移民・難民保護法との比較で明らかにする。

②木下洋一（行政書士・神奈川大学客員研究員）「在留特別許可制度の運用と23年入管法改正」：広範な裁量権が認められないとされる入管行政。とりわけ、裁量幅が非常に大きく判断過程が不透明とされる「在留特別許可」について、法と運用の側面から制度の問題点と今後の展望を考察する。

③安藤由香里（富山大学）「入管収容と法の支配」：入管収容は法の支配の観点からどのように位置づけることができるのか。収容が「恣意的」かどうかを判断する法的な枠組みについて、東京地判令和7年6月17日を事例として、国際法・比較法の観点から検討する。

④岸見太一（福島大学）「入管行政における手続き的正義—関係論から行政裁量を考える」：法の支配と密接な関係にある手続き的正義の観点から、日本の入管収容行政を検討する。特にJ・ネデルスキーらの手続き的正義についての関係論的構想の立場から、行政裁量の規範的な争点を明らかにする。

⑤平井光貴（早稲田大学）「支配からの自由と移民の待遇」：「支配からの自由」論と、同自由の保障のために必要な諸原理・諸制約について論じたのち、その議論を応用する形で、日本の在留期間更新制度及び在留特別許可制度のあり方について、批判的な検討を行う。

法現象学の可能性——思想史および現代法理論からの模索

開催責任者：宮田 賢人（小樽商科大学）

近年、国内外で、法への現象学的アプローチをめぐる研究が活発化している。こうした状況を象徴するのが、ソフィー・ロイドルトの『法現象学入門』(2010;邦訳 2025)である。本書では、エトムント・フッサーによって現象学が創始されてからこれまでの間になされた法現象学的考察が、網羅的に整理されている。同書を開いた読者は、法現象学のヴァリエーションの豊かさに驚くとともに、その多様性もしくは雑多性—それは一方で、「現象学的」と形容される思想の多彩さと、他方で、各論者の問題関心の差異との組み合わせに由来する—を前に、「結局、なぜ法学には現象学が必要なのか?」「いかなる仕方で現象学は現代の法哲学に貢献しうるのか?」と感じるかもしれない。周知のように、日本でも、尾高朝雄が現象学的法論・国家論を展開した。だが、その後、法現象学の研究は散発的になされるのみで、現象学の法哲学に対する可能性の考察が十分であるとは言えない。

以上の背景をふまえ、本ワークショップは、「法現象学」という研究領域の確立のための準備として、法現象学の可能性を多角的に模索することを目的とする。それにあたって二つの方法を取る。第一は、思想的アプローチである。つまり、法学者・現象学者がこれまでに行った法現象学的考察や、これまでにおける法哲学と現象学との関わりを検討し、従来の法現象学的論考はどのような問題関心をいかなる仕方で解決しようと試みたのか、あるいは、現象学は法哲学の思索にいかなる影響を及ぼしたのかを明確化することで、法現象学の可能性に迫る。第二は、現代法理論的アプローチであり、近年の法哲学における重要論点・概念を取り上げ、それらに現象学的考察を施すなかで、法現象学の可能性に迫る。

以上のことに対応する形で本ワークショップも二部に分けられる。法現象学の思想史的側面を主に扱う前半部では、第一報告者の八重樫徹が、E. フッサーとハンス・ケルゼンの関係を取り上げ、前者の後者への影響や、規範・法・国家といったテーマにかんする両者の見解の異同を検討する。次に、八重樫氏とともに尾高朝雄を主題とする諸論稿を公刊してきた植村玄輝が、第二報告者として、最初期の尾高の仕事を取り上げ、尾高が現象学に関心を寄せるようになった背景を整理・分析する。その後、第三報告者の鈴木崇志が、メルロ＝ポンティの現象学に依拠して独自の法理論を展開したウィリアム・ハムリックの所論を参照しつつ、メルロ＝ポンティの「制度化」論の法哲学的含意を探る。

後半部では、現代法理論の論点・概念に対する現象学的アプローチの可能性を主に検討する。まず、第四報告者である宮田賢人が、近年、法多元主義の台頭などを背景に再活性化している法の本質をめぐる論争に対して、現象学的考察がもたらしうる知見を考察する。次に、第五報告者の近藤圭介が、法秩序の分析の方法として現象学を積極的に採用している法学者ハンス・リンダールの所論を参照しつつ、インターリーガリティ(Interlegality)の概念を現象学的に考察する。最後に、青山治城が総括コメントを行う。

〈統一テーマ報告〉

統一テーマ「移民難民問題と法哲学」について

横濱 竜也（静岡大学）

今年度大会の統一テーマ「移民難民問題と法哲学」が扱うのは、大括りにいえば、「移民・難民をどのように受入れるべきか」という問いである。この問いは、近時先進諸国で非常にホットなイシューとなっている。アメリカでは2025年にドナルド・特朗普が大統領に就任してから、いわゆる非正規移民の大規模な送還に乗り出しただけでなく、一時的保護の対象であった外国人も本国に送還する措置がとられており、国籍取得の出生地主義を見直す方針を打ち出している。ヨーロッパにおいても、たとえばイギリスやフランスでは、ここ20年ほど移民受入れの見直しが行われており、非正規移民についても本国とは別の第三国に送還する制度が構想されたり実際に制定されたりしている。日本では、近時の参議院議員選挙にて外国人受入れが主要争点のひとつとなり、外国人労働者受入れ、非正規滞在者への対応、多文化共生などが議論された。

このように、今年度の統一テーマは、（半ばは図らずして）きわめて現在の情況に呼応するものとなつた。しかし、私たちが主眼としているのは、いま取沙汰されている諸問題に直接答えることだけではない（もちろん議論のなかで言及されることは多くある）。むしろ、移民や難民の正義に適った処遇がどのようなものであるかを明らかにする、移民正義・難民正義（以下まとめて「移民正義」とする）の理論を、法哲学（また政治哲学）的に探究することにある（この点で、日本の移民難民問題への実践的対応をより注視する1日目のワークショップとは、関心のウエイトの置き方が異なっている）。このような理論の探究にあたり、外国人の入国管理、移民労働者受入れ、難民受入れ、移民・難民の政治統合、移民・難民の社会統合という5つの論点をとりあげて、個々に報告を行っていただき、それを受けて2人のコメントターから総括コメントをいただく形をとることとした。登壇者の議論とシンポジウムが、移民正義を考える手がかりとなることを願っている。

とはいっても、急いで付けくわえれば、このような論点の設定自体が論争的である。まず指摘すべきは、移民と難民との区別が、主として難民条約（1951年採択、1967年に難民の定義における時間的制約を外した議定書採択）など難民保護に関連する諸条約やガイドライン等により形作られてきたものだということである。「難民を受け入れるとは……、統治や人権保障が機能していない本国において著しく差別されている人を本国政府の代理で他国がかくまう行為である」（橋本直子『なぜ難民を受け入れるのか』岩波書店、2024年、14頁）。しかし、このような難民と、貧困や暴力などから逃れる移民、さらによりよき雇用機会を求めて移動する移民などを、別扱いすることあるいは別扱いしないことが正義に適うのかどうか、問い合わせられる必要がある。第二に、「受入れ」という言葉を使うことで、境界を越え滞在する側と境界の内側で受入れる側とを対置し、後者の目線で、とりわけ受入国の都合で、移民・難民を扱うことを前提としがちである。しかし、移民や難民の目線から、彼らの多様性や当事者性に注視して諸制度・諸政策を見直すべきだという議論もある（難民に関して、堀井里子編著『難民レジームと当事者性』明石書店、2025年、11-12頁）。第三に、移民・難民の政治統合または社会統合について、「統合」が何を意味するか、またそもそも「統合」すべきなのかどうかが問われなくてはならない。各報告では、このような論点設定の論争性をも踏まえた議論をしていただく予定である。

しかし、それではどのような意図でこれらの論点をとりあげようと考えたのか。統一テーマの議論にお

ける公平のためにも、企画責任者としての見方を示しておきたい。ベースにあるのは、移民・難民の社会的包摂がいかに図られるべきかという問いこそが、移民難民問題への応答の鍵だという見立てである。ビザを得て正規で入国できるだけでは足りない。その先で、移民や難民が安定して雇用されなかつたり、言語教育を含め、社会で生きていくために必要な教育を受けられなかつたり、居住環境で隔離されたりなどして、社会の主流とのあいだに厳然たる格差が残るのであれば、それは正義に反する。そういうことがないようにするために、受入社会はいかに対応すべきか、この問い合わせに答えずして入国管理の望ましいあり方を示すことはできないのではないか。つまり、移民正義を論じるうえで、移民・難民の社会的包摂さらには受入社会への統合がいかにあるべきかは、先行して取り組まれるべき問題ではないか。先進諸国といわゆる「排外主義」の背景に移民・難民の社会的排除があることはしばしば指摘されており、それへの対応をまず論じなければ実現可能な規範的議論にはならないだろう。

そして、移民・難民の社会的包摂という課題は、受入社会において彼らが平等に処遇されるために、誰がどれだけの負担をなぜ負うべきかという問い合わせを惹起せざるをえないだろう。もちろん、この問い合わせは国境を越えた正義の問題でもあるし、あわせて国境を越えた人の移動の管理がいかに正当化されうるかという問題とも関わる。しかし、他方、主権国家体制のもとでの社会給付制度が、基本的に国家単位で、各国に帰属するメンバーを対象にしていることを考えれば、国家のメンバーシップがいかにあるべきかに答えることが必要になるはずだ。このようにして、移民難民問題はシティズンシップ論とも結びつく。

企画責任者の思い描く構図は、ごくおおざっぱには以上のようなものであるが、それに対しては理想理論と非理想理論の関係や、社会権をはじめとする人権保障の根拠と望ましい責任分担などの観点から疑問が投げかけられることであろう。しかし、より根本的な批判は、移民・難民の権利保障の基盤に置くべきは、国家への帰属の必要性ではなく、移動の必要性だとする議論である。入国管理法制上においても、国家帰属がない外国人も上陸したり在留したりする資格を持つし、移動しなければ重大な害悪を被る場合、あるいは移動なしでは手に入れられない重要な財が存在する場合、移動の自由を保障することが正義の要請となる。このように考えていけば、人権保障と国家帰属とを結びつける発想は相対化されるべきであり、帰属を問わず、正義を実現する責任を負う法治国家に居住する権利を保障することこそ肝心要である、ということになろう（瀧川裕英「帰属でなく移動を」広渡・大西編『移動と帰属の法理論』岩波書店、2022年、第2章）。

こういった批判に対して、個人の帰属と人権保障を、排他的に領域支配を行うひとつの国家のみに求めのではなく、帰属と人権保障の多元化を一定程度認める立場から、反論を試みる余地もある。あるいは、帰属をめぐる政治の重要性を説く応答もあるだろう。国境を越える人の移動が日常的なものとなるグローバル化において、非正規移民正規化をめぐる争いなど、国境内において完全なメンバーとして扱われない人々の処遇が絶えず取沙汰される。領域的に境界づけられた特定の国家だけに帰属先を求める事はできないかもしねれだが、しかしだからといって帰属の規範的意義が失われるわけではなく、むしろより先鋭に問われることになる。

如上のように、移民正義論上の諸問題については、それをどのように解決すべきかだけでなく、どのような構図の下で扱うべきかが問われる所以である。本統一テーマの報告・コメントをとおして、問題構図自体の論争へと議論を開くことをも期待したい。

国家による外国人に対する入国在留管理はいかにあるべきか

浦山 聖子（成城大学）

本報告の目的は、国家による外国人に対する入国在留管理がいかにあるべきか、規範的観点から論ずることである。

まず、国家による外国人に対する入国在留管理について規範的観点からの問題整理を行う。「開放的国境政策」対「リベラル・ナショナリズム」という対立構図や「国家は排除の権利を持つか」という問い合わせ、入国在留管理政策の規範的考察における分かりやすい定式化の問題点を指摘する。そして、3つの問い合わせ（①国家ないし国家を構成する集団は、外国人の入国在留を管理する権限を持つか、②国家による外国人に対する入国在留管理権限は自由裁量の権限であるか、何らかの規範的制約を受ける権限であるか、③国境を越えた移動・移住の自由一般が人権として保障されるべきか）を通して、国家による外国人に対する入国在留管理について、支持する政策内容が異なる4つの規範的立場（①入管不要論、②自由裁量論、③貢献可能性による選別を含む裁量規制論、④貢献可能性による選別を含まない裁量規制論）が析出できることを示す。

以上の3つの問い合わせにおいて最も論争的であるのは国境を越えた移動・移住の自由の人権性であり、この人権性が正当化できるかを考察する。個人の自律を基底的価値とする人権の構想に基づき、国境を越えた移動・移住の自由の人権性が擁護できることを明らかにする。さらに、この議論からは、国家による外国人に対する入国在留管理において比例原則による審査が求められ、④が支持できることを示す。

最後に、以上の議論に対して寄せられる疑問・批判に応答する。

第1に、個人の国境を越えた移動・移住の自由を重視するアプローチが、受け入れた移民難民の社会包摂についてどのような見解を示すか、基本的な方向性を明らかにする。移民難民に対する権利保障・義務賦課という制度的包摂については、誰もが保障されるべき普遍的な権利や誰もが負担すべき義務とともに、滞在の長期化によって承認される権利義務があると考える。移民難民の文化的包摂については、国家の中立性原理を原則として、同化を強要しないというのが基本的姿勢である。

第2に、「移動」という観点によって社会の秩序形成を捉え直し、「移動」をめぐる不平等や格差を問題化することを試みる「モビリティーズ・スタディーズ」の分析を受け、個人の移動・移住の自由という観点から受け入れ国の入国在留管理政策のあり方を考察する本報告の議論に対し、個人の移動性（移動能力）の格差やその分配的平等こそ問題にされるべきであるという問題提起についても考察する。自由と平等の関係について整理し、個人の国際的な移動性を構成する大きな要素の1つは受け入れ国における入国・在留許可の有無（もしくは、取得可能性）であり、受け入れ国の入国在留管理政策のあり方が、個人の国際的な移動能力の格差において大きな比重を占めていることを指摘する。

移民労働者の受け入れと移民の「権利」—滞在をめぐる法的地位に着目して—

大西 楠テア（東京大学）

移民労働者の受け入れにおいては、国家の国境管理権限と移民労働者の「権利」が対立する構造にある。権利に「」がつくのは、国際慣習法上、移民に入国・滞在の権利は存在しないとされており、その他の権利についても滞在法上の地位が安定しなければ、事実上その行使は妨げられうるからである。

日本における「外国人の人権」についてのリーディングケースであるマクリーン判決（最高判昭和 53・10・4）は、外国人の人権は「権利の性質」に応じて外国人にも保障されるとしつつ、しかし、それは在留制度の枠内でのみのことと判示した。この「在留制度の枠内論」に対しては学説の批判が集中していることに加えて、近年の下級審判決を受けて見直しが迫られている。

この点、ドイツにおいては既に 70 年代に「滞在をめぐる国家の決定によって外国人の人権を『籠の中の鳥』にするのは法治国家の矛盾である」と指摘されており、外国人の滞在法上の地位について判例・学説の蓄積がある。本報告では、日独比較を基礎とした比較法的な視座から、①入国の局面における国境管理と移動の自由、②在留中の権利保障、③退去強制と滞在利益の保護という三つの局面から移民の「権利」を検討する。

②の在留中の権利保障について、マクリーン判決は権利性質説を採用して外国人の人権享有主体性を認めた。また、外国人労働者にとって重要な法分野に目を向ければ、労働法は外国人にも適用され、生活保護法を除いた多くの社会保障法は住所を基礎として外国人にも権利を保障している。比較法的に見れば外国人と国民の地位に区別を設けるかは各國法秩序の選択であり、多くの国は（国籍ではなく）住所を基礎とした権利保障を拡大する傾向にある。

③についてみると、在留期間の延長を拒否する処分や退去強制など「在留を終了させる措置」について、各国でグラデーションはあるものの、移民の滞在利益（滞在国で築いた社会・経済的関係や家族生活などの配慮義務）から国家の裁量に制約がかけられるべきとする考え方が主流となっている。その際、アメリカ法の影響のもとにある英米法圏では全能の法理（plenary power doctrine）のもと出入国管理が優先されるのに対して、ドイツを含むヨーロッパ諸国においては法治国家原理など客観憲法による統制が強く働いている。

①について正面から認める国は存在しないが、③の局面で働く客観憲法的統制は事実上の「入国の権利」を導き出す可能性を持つ。国境管理に対する客観法的統制の反射的利益として入国・滞在を許されるべき地位が認定されうるからである。

マクリーン判決においては法務大臣の広範な裁量が肯定された一方で、ドイツ法においては国家行為に対する客観憲法的な統制が強く働く点に特徴があり、これが移民労働者の権利をめぐる諸論点を規定している。個別事情に即して妥当な判断を可能にする点では、移動の自由を論ずる構成よりも、国境管理に対する客観法的な統制を論ずることに理論的な利点がある。

「難民の受入れはいかにあるべきか」：難民を受入れるとは ——国際難民制度から考える

柄谷 利恵子（関西大学）

なぜ、「難民の受入れはいかにあるべきか」と問うのか。「難民の受入れ」を問う理由としては、「移民難民問題」への対応策（もしくは、解決策）と想定されているからであろう。しかしそうなのだろうか。また、そうだったのだろうか。さらには、「受入れ」は「移民難民問題」の何の、また、どのような「解決」となるのだろうか。そしてその対象は「難民」なのだろうか。

そもそも、難民も受入れも多義的で論争的な用語であり、難民問題に関わる主体間でその定義が異なる場合が多い。私たちが国際難民制度と呼ぶものが、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）および難民条約（1951年難民の地位に関する条約と1967年難民の地位に関する議定書）を中心に形成されてから70年をこえる。国際難民保護制度の下では、受入れといつても、最初に庇護申請をした国での定住を前提とする場合（いわゆる「庇護国定住」）もあれば、別の国に移動して再定住を図る場合（いわゆる「第三国定住」）もある。近年では、労働や教育の機会を得るために第三国での一時的な受入れ（いわゆる「補完的経路」、日本では「補完的受入れ」と呼ばれることがある）が、「移動による解決策」として注目を集めている。これは、UNHCRが従来から提唱してきた三つの恒久的解決策（自主帰還、第一次庇護国定住、第三国定住）につぐ、第4の解決策と呼ばれることすらある。第二次世界大戦後に成立し、変容を続ける国際難民制度において、「難民の受入れ」の位置づけは変わってきている。もはや補完的経路という、恒久的でもない機会ベースの一時的受入れでさえ、解決策の一つと扱われている。

2018年に「難民に関するグローバル・コンパクト（GCR）」が、難民問題の「範囲や規模が拡大するとともに複雑性」が高まったことを背景に国連総会で採択された。その中では、難民は「保護と支援と解決策（protection, assistance and solutions）を必要としている」と明記している。国際難民制度においては、保護、支援、解決策の定義や射程範囲などは変化しつつも、これらの連関を通じて難民問題なるものが対処されてきた。その時々の難民の「受入れ」のあり方はその時の解決策であり、同時にその時の「保護と支援」のあり方と密接に関わっている。

本報告では、難民の「受入れ」に着目することで、国際難民制度が難民問題をどのように捉え、保護・支援・解決策の連関を通じて、誰に向けて、何を解決してきたのかを問う。以下、①難民の「受入れ」をめぐる従来の理論的立場（国民型解決策）を紹介する。続いて、②GCRの描く国際難民制度の現状を述べた後、③国際難民制度の対象（だれ）および解決策（なにを）の変遷をたどる。その上で、④今、難民受入れを問う意義を考える。GCRが提唱する補完的経路という「移動による解決策」では、難民なる人々の中に移動可能／不可能の階層性を持ち込み、移動できる者と移動できない者を選別し、前者にのみ受入れ先が提示される。このような受入れは「難民」の受入れと呼べるのか。これは「難民」を対象とした解決策なのか。最後に、⑤「難民の受入れはいかにあるべきか」という問い合わせらむ問題点を指摘し、まとめとする。

移民・難民の政治的権利を問い合わせ —オーナーシップ、支配への抵抗、民主化—

宮井 健志（国立社会保障・人口問題研究所）

本報告では、移民・難民の政治的権利をめぐる議論の理論的・実践的な課題を検討した上で、それに代わる新たな視角として「政治的オーナーシップ（political authorship）」の理論とそのヴィジョンを提示する。

移民・難民の政治的権利は、これまで、地方政府での外国人住民への参政権付与の是非を問う外国人参政権論の枠内で論じられてきた。この議論は、実践面での低投票率や有効性、政治化への脆弱性による理念と現実の乖離といった問題に加え、理論的にも「授権（authorization）」モデルに根差した、解決困難な「境界線問題」に囚われている。このモデルは、非有権者を政治的決定の主体から構造的に排除する一方で、有権者には政府の決定を自らのものとして引き受けることを半ば強制するという二重の構造的課題を抱える。この課題を克服するためには、議論の前提そのものを問い合わせ直す必要がある。

その核となるのが、「政治的オーナーシップ」である。これは、個人が、自らに関わる決定に対し「それを自らのものとして引き受けるか否か」を主体的に判断し、表明する根源的な行為能力を意味する。この視座は、選挙で権限を委ねられた政府が著者たる人民に成り代わって決定するという従来のモデルとは一線を画す。オーナーシップの視座では、社会の構成員すべてが自らの経験と判断の究極的な「著者（author）」であり、政府の役割は、その多様な表明（テクスト）を汲み取り、公共的な決定（書物）へと編纂する「編集者（editor）」だとみなされる。これにより選挙は、オーナーシップを政府へと集合的に授権する行為ではなく、応答性の高い良き「編集者」を選ぶための一つの契機として再定義される。個人のオーナーシップは選挙後も保持され、それは直接的な異議申し立て、移動・離脱による間接的なシグナリング、そして新たな主張の共同生成といった、現実の多様な政治実践のなかに見出される。

この理論転換は、民主主義の中心的な問いを、「誰が参加資格を持つべきか」という範囲の問い合わせから、より実践的かつ遂行的な問い合わせへと移行させる。すなわち、「国籍を問わず、多様な著者たちが編集者との応答的な関係性のなかで、いかにして民主的な行為主体たる人民を共に創り上げるか」という問い合わせである。このプロセスを豊かにするためには、選挙のみならず、多元的かつ多層的な代表回路の構築が不可欠である。これらの回路は、著者としての責任と編集者としての責任が相互に問われ続ける、応答的な関係性のための具体的な場を提供する。本報告では、すべての人のオーナーシップが尊重され、その多様な声が可視化され、政府が応答責任を果たすプロセスを不斷に追求するという「民主化」のヴィジョンを掲げ、その実現に向けた構想を示す。

移民難民の社会統合——問題の所在と目標の模索

石山 文彦（中央大学）

移民難民の社会統合が問題とされるときに典型的に念頭に置かれているのは、制度的にというよりは社会の実態として、就業や居住その他の日常生活の面で移民難民が全体社会に溶け込めない状況であろう（「分断」「隔離」）。またこの状況にはしばしば、経済的な階層化が伴っている（「二級市民」「最底辺」）。諸外国の事例はこうした状況が生ずる危険を雄弁に物語っており、日本が同じ方向に進む可能性はないとはとうてい言えない。移民難民を受け入れるかぎり社会統合の促進は必須の目標であり、これに異を唱えることは考え難いようにも思われる。

しかし、移民難民の社会統合が促進されるべきだとしても、どのような状況になればよいのだろうか。ホスト社会との文化的差異が完全に消滅すれば、移民難民の社会統合という問題はなくなるかもしれないが、この目標は望ましいとは思われないし、その実現のために非常に強力な文化的同化政策を行ったところで成功もしないだろう。より現実的で望ましい目標は、ホスト社会との文化的差異を完全には消滅させないままの社会統合（「多文化共生」）であろう。しかし、そのるべき姿がいかなるものかは、自明ではない。

移民難民の社会統合として目指すべきはいかなる状況なのだろうか。この問いはきわめて大きなものであるため、本報告では、それに十分な解答を与えることはできないが、そのための準備作業を行ったうえで、解答に向けて一步踏み出すことにしたい。

報告ではまず、社会統合の諸相を分析する。ここでは、社会内に移民難民が存在しなかつたとしても社会統合の問題は存在するのだから、移民難民の社会統合に関する考察は、社会統合一般に関する考察の一部として位置づけられるべきことを確認する。また、いかなる社会統合が目指されるべきかを考察する際には、そもそも社会統合の促進が必要あるいは望ましいとされる理由が何なのかの検討（「安定か正義か」）が欠かせないこと、統合の態様としては同一化と調整の二つがある点に留意すべきことも確認する。

以上の点を踏まえ、報告は次に、目指すべき移民難民の社会統合の像を得るために考察へと進むが、これは極めて困難な課題である。というのは、社会統合の進行度は経済、教育、文化など、さまざまな領域で考えることができるし、社会統合の促進・阻害要因にはさまざまなものと考えられ、それらはしばしば複雑に絡み合うため、目指すべき移民難民の社会統合の像を得るにはそれらを解きほぐすことが必要となるからである。いかなる社会統合を目指すべきかという積極的な問い合わせよりは、目指すべきでない社会統合はいかなるものかという消極的な問い合わせほうが、解答は得やすいかもしれない。そこで報告では、移民難民たちとホスト社会の人々の間に存在し得る職業分布の相違、言語や生活習慣の相違といった、やや具体的な状況を取り上げ、これらの解消が社会統合として目指されるべきものなのかを検討してみたい。この検討に伴い、正義や社会の安定と社会統合との関係も明らかになるのではないかと予想している。

移動の自由とセキュリティー（総括コメント①）

瀧川 裕英（東京大学）

試みに、自由刑はなぜ正当化されるか、という問い合わせてみよう。自由刑は、犯罪者の社会への移動の自由や、社会での移動の自由を制約することで、犯罪によって惹起された支配を解除することを目的とする（文献①）。自由刑は、刑務所の壁を構築し、犯罪者を壁の外側へ（刑務所の内側へ）と追い込むことで、社会のセキュリティーを確保するという機能を持つ。

国境に壁を作ることは、刑務所に壁を作ることと同じ目的を持つ。「壁=壁（wall）」の背後にあるのは、社会のセキュリティーを確保するという目的である。国家は、社会のセキュリティーを確保するために、壁=壁を作り、その外側から内側を保護しようとする。

だが、ここで強調したいのは、国境の正当化と自由刑の正当化の類似点ではなく相違点である。国境を超えた移動の自由を制約する議論が答えなければならないのは、国外居住者（潜在的な移民）を犯罪者として扱っていないか、という問い合わせである。犯罪を行っていない移民を、犯罪者として扱い、社会への移動を制限することが、なぜ許されるのか。移動の自由が重要な価値を持つ以上（文献②）、国境の正当化は予想以上に困難である。

問題を正確に捉えるために、女性受刑者が刑務所内で出産した子どもを考えてみよう。「受刑者の子ども」は、受刑者たる親から、刑務所の壁の中で生まれた。だが、親が受刑者であるという理由で（血統主義）、あるいは出生地が刑務所であるという理由で（出生地主義）、受刑者の子どもが社会に移動する自由を制限することは不当である。

移民希望者・庇護申請者は、受刑者の子どもである。原則として、社会への移動の自由を享受する資格を持つ。しかしながら、現状においては、社会に移動する自由を持つか否かは、国籍によって判断される。帰化を除けば、国籍は出生によって付与される。血統主義によれば、親の国籍となるし、出生地主義によれば、出生地となる。こうした、出生による国籍に基づく取り扱いは、正当化が難しいのではないか。

社会のセキュリティーを確保するために、壁=壁を作ることが正当化されるとしても（文献③）、移民希望者・庇護申請者は国境を前にして権利を持つのではないか（文献④）。本報告では、こうした観点から、各報告にコメントを加えていきたい。

参考文献

- ① 瀧川裕英（2024a）「自由のための自由刑——共和主義の刑罰論」『刑法雑誌』63巻2号, pp. 214-227
- ② 瀧川裕英（2022）「帰属でなく移動を——移動と帰属の規範理論」廣渡清吾・大西楠テア編『移動と帰属の法理論——変容するアイデンティティ』岩波書店, pp. 27-51
- ③ 瀧川裕英（2022）「カントと「正しい植民地」」『法の理論 40』成文堂, pp. 47-77.
- ④ 瀧川裕英（2024b）「領域への責任と国境での権利——国家の領有権の正当化論」『国家学会雑誌』137巻3号・4号, pp. 1-28

移民難民と国家（総括コメント②）

佐藤 成基（法政大学）

5つの報告では問題にされていないと思われる以下の3つの論点を問題にする。

第一の論点は、そもそも国家はなぜ非国民（外国人・無国籍者）を「排除」するのかという問題である。ここで「排除」するとは、国家が自国民の入国は無制限に認め、非国民の入国は制限するという現代の入国管理体制である。この体制が確立するのは実際のところ、第一次世界大戦の後、旅券と査証が制度化されてからのことである。これは先進諸国において、国家が国民の社会保障と雇用の安定を守り、平等な政治的権利を認める民主的な福祉国家が形成された結果、国民であることとないことによる差異が明確化されたことと不可分に結びついている。そこで国家は、非国民を「排除」することにより、国民の生活機会・公共財・市民的諸権利を優先的に確保するが、国民にもまたそれに応じた義務（納税負担や国家への忠誠・信頼など）が求められるようになる。非国民が「排除」されるのは、このような国民国家の体制において、国民に保障されるはずの諸便益への「フリーライド」を回避する必要があるからである。それは、社会学者アンドレアス・ヴィマーの「ネーション・ビルディング」論に従って、国家と市民の二重の交換関係からなる政治共同体の「閉鎖」のメカニズムとして捉えることができる。

第二の論点は、「移動する自由」は普遍的な権利なのかという問題である。グローバル化は確かに「移動する自由」を広めたが、同時にその自由を享受できるか否かがあらたな階層化・分極化をもたらしている。社会学者のジグメント・バウマンは、それを「旅行者」「ローカルな人々」「放浪者」の三つの集団への分極化と捉えている。そこで「移動する自由」を有する「旅行者」（高学歴者、投資家、高度専門職など）と、「移動を強いられ」る「放浪者」（労働移民、難民）とでは、「移動する自由」の持つ意味は大きく違う。また、「移動する自由」を持たず、土地に縛り付けられた「ローカルな人々」（定住する一般庶民）は数の上では多数派を占めるが、彼らの「権利」はどう考えれば良いのかという問題も発生する。

第三の論点は、「国家と移民難民」という問題設定が前提とする一国中心的な観点である。ここで「移民難民」は、「外国人」として「国民」と対峙されているが、彼らも出身国に戻れば「国民」であり、出身国の国家が国民に対して生活機会・公共財・市民的諸権利を確保できるだけの統治能力を持たない場合に「移動を強いられた」人々である。となれば、出身国に残された「ローカルな人々」の権利はどうなるのか。当事国に入国する「移民難民」だけの権利を問題にすればよいというわけではない。複数の国民国家からなる世界システムという観点から、各国が自国民の生活機会・公共財・市民的諸権利を最低限確保できるだけの状態が目指されるべきであり、その上で「移動」の権利が考えられるべきであろう。それは、「シティズンシップ」（国家に帰属することによって認められる諸権利）と人権（人であることによつて認められる諸権利）をどうバランスするのかという問題となる。



« 早稲田大学 国際会議場（早稲田キャンパス） »

早稲田大学早稲田キャンパスへのアクセスは、

- JR 山手線 高田馬場駅から徒歩 20 分
- 西武鉄道 西武新宿線 高田馬場駅から徒歩 20 分
- 東京メトロ 東西線 早稲田駅から徒歩 5 分
- 東京メトロ副都心線 西早稲田駅から徒歩 17 分
- 都バス 学02 (学バス) 高田馬場駅 – 早大正門
- 東京さくらトラム (都電 荒川線) 早稲田駅から徒歩 5 分

上掲のキャンパス構内案内図において、学術大会会場(国際会議場)は18番、懇親会場(大隈ガーデンハウス)は25番の建物となります。交通アクセスおよびキャンパス構内案内図の詳細につきましては、早稲田大学のサイト(下のURL、ないし右QRコード)のご案内をご覧ください。

<https://www.waseda.jp/top/access/waseda-campus>



* 会場建物内は全面飲食禁止となっております(発表者、および休憩・昼食会場を除く)。

ホール内、ロビー、通路、待合ソファー等も含め、飲食をなさらないようお願いします。